

消費税法改正に伴う 診療費のお知らせ

令和元年10月1日(火)より消費税法の改正(8%→10%)に伴い、保険診療費が一部変更されます。また、当院における保険適用外の料金についても改定することになります。

※消費税法の改正に伴い、9月までと同じ診療内容でも、患者様の窓口負担金額が異なる場合がございます。

何卒ご理解賜りますよう、お願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、
本館2階 医事課窓口までお問い合わせください。

地方独立行政法人

市立大津市民病院